

## 青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

青森県農林水産部林政課

ナラ枯れ被害（正式名称：ブナ科樹木萎凋病）は、媒介昆虫であるカシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という）の移動に伴い被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

また、ナラ枯れ被害は、カシナガの生態から高齢の大径木ほど被害を受けやすいとされています。

本留意事項は、広く木材を扱う関係者の皆様が、県内市町村の被害状況に応じた「ナラ類の伐採・移動・利用」の際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○ナラ類 … ブナ科のうちブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ、クリ等）

### 留意事項一覧（詳細は次ページから記載）

区分	生立木の伐採	移動・利用	
		未被害木	被害木
被害発生市町村 (A)	6月～9月は伐採しない	【移動】ナラ類は原則として、 <u>B</u> へ移動しない	・10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は <u>A</u> で移動可
		・10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合、 <u>A</u> <u>B</u> へ移動可	
		【利用】5月までに利用すること	
		【薪利用】カシナガが蛹化する前の3月末までに割材すること	
未被害市町村 (B)	6月～9月は極力伐採しない	伐採木の移動や利用について制限なし	・原則として、 <u>A</u> で利用 ・ <u>B</u> に移動する場合は、割材した翌シーズンの10月以降
		【利用】 <u>A</u> からカシナガを誘引する可能性があるため、伐採木等は放置せず、5月までに利用すること	

A：青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、大鰐町、八戸市、階上町、五所川原市、つがる市、鯉ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村

B：藤崎町、田舎館村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村、十和田市、三沢市、六戸町、おいらせ町

利用期間…被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、シーズン(7月～翌年6月)内に確認された被害木の利用については、原則として同シーズンの5月までとする

利用方法…破碎(粉碎)・チップ化・ペレット化、焼却、炭化、製材

## ナラ枯れ被害発生市町村位置図

被害発生市町村は下図のとおりで、民有林と国有林の被害状況を含めたものになります。

被害状況は変化しますので、ご覧いただいている留意事項と最新の被害状況が異なる場合があります。

最新の被害状況は県ホームページ及び、⑤に定める「枯れた木に関する情報提供及び問合せ先」にご連絡ください。



こちらのQRコードを読み取ると、県ホームページにアクセスできます



# 留意事項の詳細

## ① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、カシナガが盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカシナガが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、被害発生市町村では、この期間に伐採を行わないでください。

また、未被害市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、林外に搬出してください。

- 「巻枯らし<sup>※</sup>」は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カシナガ活動期に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において年間を通して行わないでください。

※巻枯らし…樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

### ○ やむを得ず6月～9月の間に伐採する必要がある場合

- ・ 作業内容について伐採地を所管する農林水産事務所に相談し、実施の際は伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破碎後の厚さが6mm（木材チップパーにより破碎する場合は15mm）以下になるよう破碎するか、焼却処理してください。
- ・ 伐根もカシナガを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ10cm以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被覆してください。

【スケジュール】

	1シーズン			2シーズン										3シーズン													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
被害発生市町村			伐採しない													伐採しない											
			カシナガ活動期													カシナガ活動期											
未被害市町村			極力伐採しない													極力伐採しない											

## ② ナラ類の移動

被害木（枯死木、衰弱木、枯れていないがフラスが確認された木を含む）には、カシナガが潜んでいる可能性があり、移動先でカシナガが脱出し、新たな被害が発生することが懸念されます。

このため、被害発生市町村内のナラ類は、原則として、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力、市町村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のナラ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでください。

⚠ 被害木を故意に移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為になります。  
・同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

### 【被害発生市町村からの移動の特例】

被害を受ける前にナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止につながりますが、本留意事項が更新伐の妨げにならないよう、伐採後に適切に利用される場合は、下記区分を遵守頂いた上で、移動できるものとします。

#### (1) 被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。

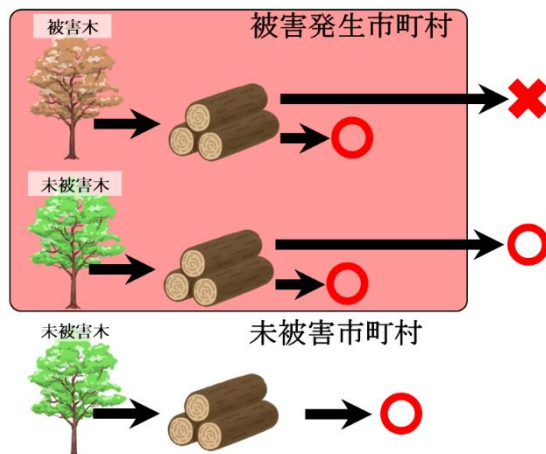
#### (2) 未被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動を可能とする。

未被害木の利用は③、④に定める「伐採木の利用」に準ずる。

#### 【スケジュール】

		1シーズン			2シーズン										3シーズン											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
被害発生市町村	被害木																									
	未被害木																									







留意事項を踏まえたナラ類の取扱いフロー

